

## 農業集落排水処理施設の公共下水道への接続に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、平成12年12月1日付建設省都下公第46号「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」に基づき、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 千葉県農業集落排水事業 千葉県農業集落排水事業の設置等に関する条例（令和6年千葉県条例第18号）第2条の規定に基づき設置する千葉県農業集落排水事業をいう。
- (2) 千葉県下水道事業 千葉県下水道事業の設置等に関する条例（平成4年千葉県条例第33号）第2条の規定に基づき設置する千葉県下水道事業をいう。
- (3) 農業集落排水処理施設 千葉県農業集落排水処理施設条例（平成4年千葉県条例第27号）第2条第2号に規定する農業集落排水処理施設をいう。
- (4) 公共下水道 下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第3号に規定する公共下水道のうち、千葉県下水道事業（以下「下水道事業」という。）が設置するものをいう。
- (5) 地方公営企業決算状況調査 総務省が実施する地方公営企業決算状況調査をいう。

### (汚水の処理)

第3条 下水道事業は、農業集落排水処理施設（千葉県農業集落排水処理施設条例施行規則（平成4年千葉県規則第107号）附則第3項に掲げるものを除く。）が受け入れる汚水を、公共下水道への接続管路施設（以下「接続管路施設」という。）を通じて受け入れ、終末処理場で処理するものとする。

### (接続管路施設の整備等)

第4条 接続管路施設の整備及び維持管理は、千葉市農業集落排水事業（以下「農業集落排水事業」という。）が行うものとする。

（汚水処理負担金）

第5条 農業集落排水事業は、第3条の規定により下水道事業が受け入れる汚水（以下「受入汚水」という。）の処理に要する経費（以下「汚水処理負担金」という。）として、次項の規定により算定した額を下水道事業に支払うものとする。

2 汚水処理負担金の額は、事業年度ごとに算定するものとし、次項の単価（以下「汚水処理単価」という。）に当該事業年度の受入汚水量（単位は立方メートルとする。）を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

3 汚水処理単価は、前事業年度の決算に係る地方公営企業決算状況調査における維持管理費分の汚水処理費（千葉市公共下水道事業及び千葉市特定環境保全公共下水道事業の合計額とする。）を同調査の年間処理水量中の汚水処理水量（千葉市公共下水道事業及び千葉市特定環境保全公共下水道事業の合計水量とし、単位は立方メートルとする。）で除した額（小数点第2位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。

（補則）

第6条 この要綱に定めるもののほか、農業集落排水処理施設の公共下水道への接続に関し必要な事項は、建設局長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和8年3月17日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

（協定書の廃止）

2 農業集落排水処理施設「平山地区」の公共下水道接続に関する協定書（平成17年3月25日）は、令和7年4月1日から廃止する。